

基準 8 令 8 区画の取扱いに関する基準

- 1 令 8 区画とは、令第 8 条第 1 号および第 2 号に規定する区画をいう。
- 2 令 8 区画された部分に対する消防用設備等の設置は、次によること。
- (1) 令 8 区画された部分ごとに、その用途および床面積に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 8－1 図の例によること。

第 8－1 図 (16) 項イ 延べ 3, 000 m²

GL	A (5) 項ロ 2, 000 m ²	B (4) 項 1, 000 m ²	判定	Aは延べ面積 2,000 m ² の(5)ロの防火対象物として、Bは延べ面積 1,000 m ² の(4)項の防火対象物としてそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。
			備考	----- は、令 8 区画を示す。(以下、当基準内の図において同じ。)

- (2) 令 8 区画された部分ごとに、その階または階数に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 8－2 図の例によること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階または階数の算定は、下の部分の階数を算入し、第 8－3 図の例によること。

第 8－2 図

A－1 1 F	
	B－6 F
	GL

判定 Aは階数 1 1 の防火対象物として、Bは階数 6 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。

第 8－3 図

A－1 4 F	
a	
B－3 F	
	GL

判定 Aは階数 1 4 の防火対象物として、Bは階数 3 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。また、a 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

- (3) 令 8 区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を 1 の階の床面積とみなし、第 8－4 図の例によること。

第 8－4 図

GL			判定	地階部分の床面積の合計は、700 m ² 以上 (1,000 m ²) であるが、A+A' と B+B' は、地階において、それぞれ 700 m ² 未満となるので、令第 28 条の 2 第 1 項を適用しない。
	A' 300 m ²	B' 200 m ²		
	A 300 m ²	B 200 m ²		

- 3 令第 8 条第 1 号に規定する区画 (以下この基準において「1 号区画」という。) については、規則第 5 条の 2 によるほか、次によること。

- (1) 規則第 5 条の 2 第 1 号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当する。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策を講じること。

- (2) 規則第 5 条の 2 第 3 号の規定中「耐火構造の壁等の両端または上端は、防火対象物の外壁または屋根から 50 cm 以上突き出していること」とは、床の両端が外壁から 50 cm 以上突き出していること、壁の両端が外壁から 50 cm 以上突き出していることおよび壁の上端が屋根から 50 cm 以上突き出していることをいう（第 8－5 図および第 8－6 図参照）。

- (3) 規則第 5 条の 2 第 3 号ただし書に規定する構造の例については、第 8－7 図および第 8－8 図を参照すること。

- (4) 規則第 5 条の 2 第 3 号ただし書に規定する「耐火構造の壁等およびこれに接する外壁または屋根の幅 3.6 m 以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ 1.8 m 以上の部分が耐火構造となっていること（第 8－9 図参照）。◇

また、耐火性能は、建基法において当該外壁または屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

- (5) 規則第 5 条の 2 第 3 号イに規定する「開口部が設けられていないこと」については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

- (6) 規則第 5 条の 2 第 3 号ロに規定について、直径が 150 mm 以下の通気口、換気口等を設ける場合は、防火ダンパーを設け、かつ、開口部相互間の距離を耐火構造の壁等を隔てて 90 cm 以上離れた場合に限り、当該規定に適合しているものとして取り扱うことができる。

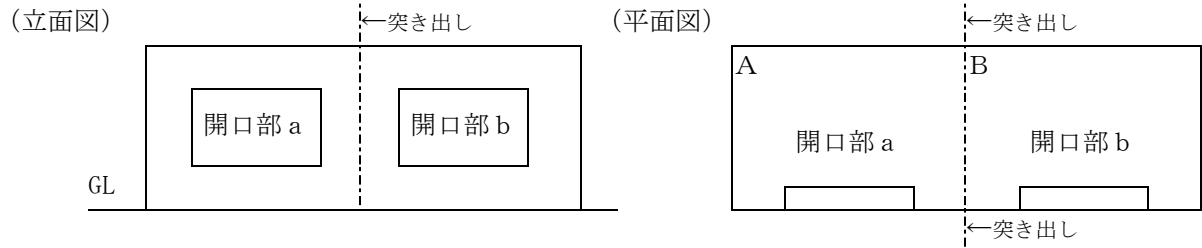
- (7) 規則第 5 条の 2 第 4 号に規定する配管および当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。

ア 排水管に付属する通気管および充水されている消火設備の配管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

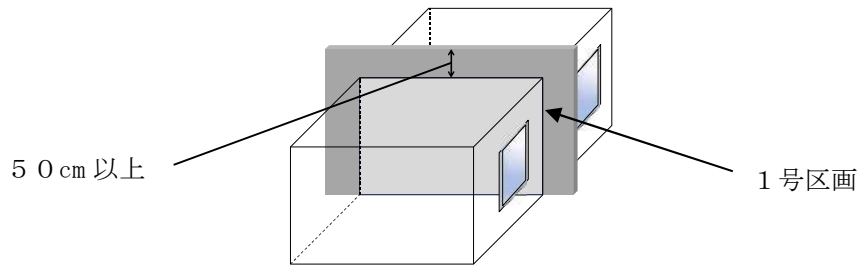
イ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が 300 mm の円の面積以下である場合、規則第 5 条の 2 第 4 号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

ウ 貫通部については、別記「1 号区画を貫通する鋼管等の施工方法」に適合するもの、または、安全センターにおいて性能評定を受けたものとする。

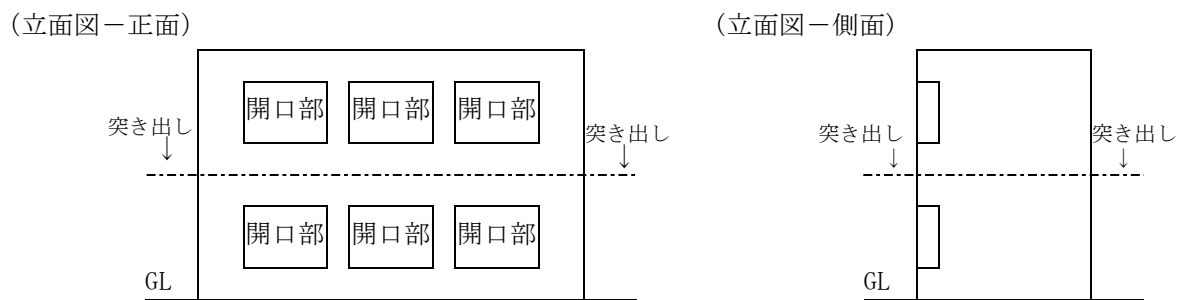
第 8－5 図 突き出しを設け、垂直に 1 号区画で区画をした例



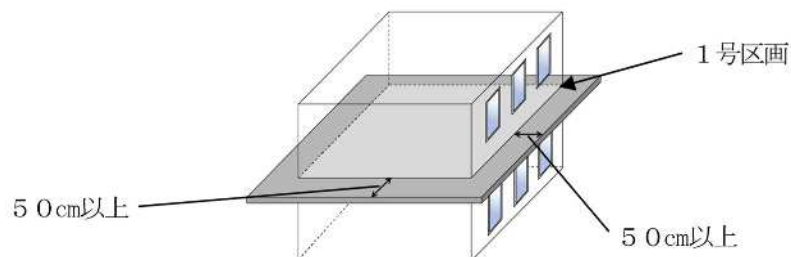
備考 区画を介して設けられている開口部 a および b に距離制限および防火上の規制はない。



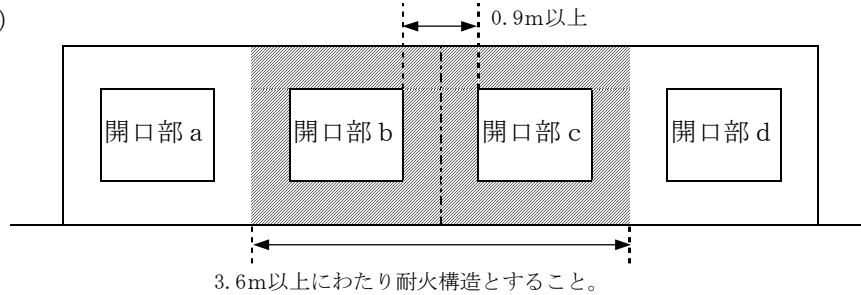
第 8－6 図 水平に令 1 号画し、突き出しを設けた例



備考 区画を介して設けられている開口部に距離制限および防火上の規制はない。



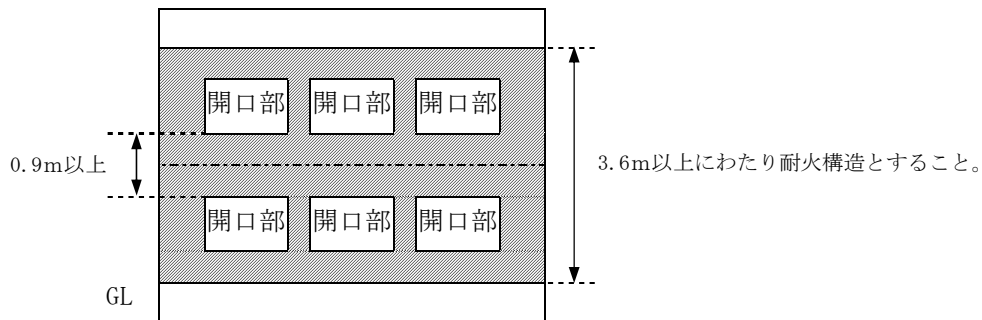
第 8－7 図 突き出しを設けずに垂直に 1 号区画した例
(立面図)



(令 8 区画を介して、両側にそれぞれ 1.8m 以上耐火構造とすること。)

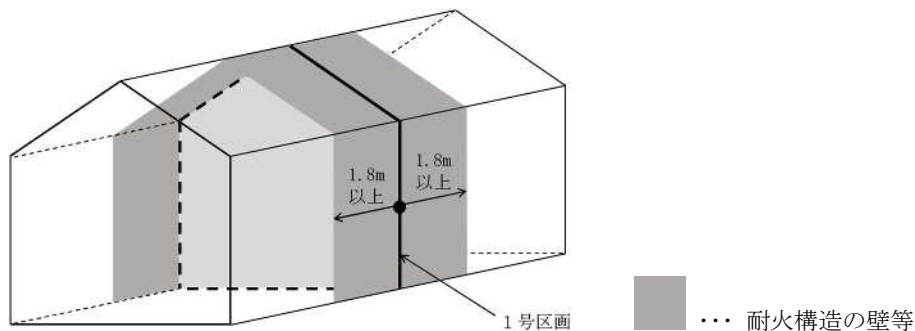
備考 開口部 b および開口部 c は、令 8 区画を介して、0.9m 以上離し、かつ、防火戸とすること。

第 8－8 図 突き出しを設けずに水平に 1 号区画した例
(立面図)



備考 各開口部は、令 8 区画を介して、0.9m 以上離し、かつ、防火戸とすること。

第 8－9 図 突き出しを設けずに 1 号区画における耐火構造の壁等とする範囲



- 4 令第 8 条第 2 号に規定する区画については、規則第 5 条の 3 によるほか、次によること。
- (1) 規則第 5 条の 3 第 1 項に規定する「防火戸」には、防火シャッターを含むものであり、耐火クロススクリーンおよびドレンチャーは含まれないものであること。
 - (2) 規則第 5 条の 3 第 2 項第 1 号の規定中「渡り廊下等の壁等」については、「壁等の構造方法を定める件」(令和 6 年国土交通省告示第 2 2 7 号)に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室または通行の用にのみ供する建築物の部分」を構成する壁等により区画する場合」が該当するものであること。
 - (3) 規則第 5 条の 3 第 2 項第 1 号ロの規定により設けることとされている階段の構造等は、建基法において設置が義務ではない場合であっても、同法に適合したものとする。◇

(4) 規則第 5 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げるもので、当該規定に基づく「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和 6 年消防庁告示第 7 号。以下「7 号告示」という。）第 3 に規定する渡り廊下については、当該規定によるほか、次によること。

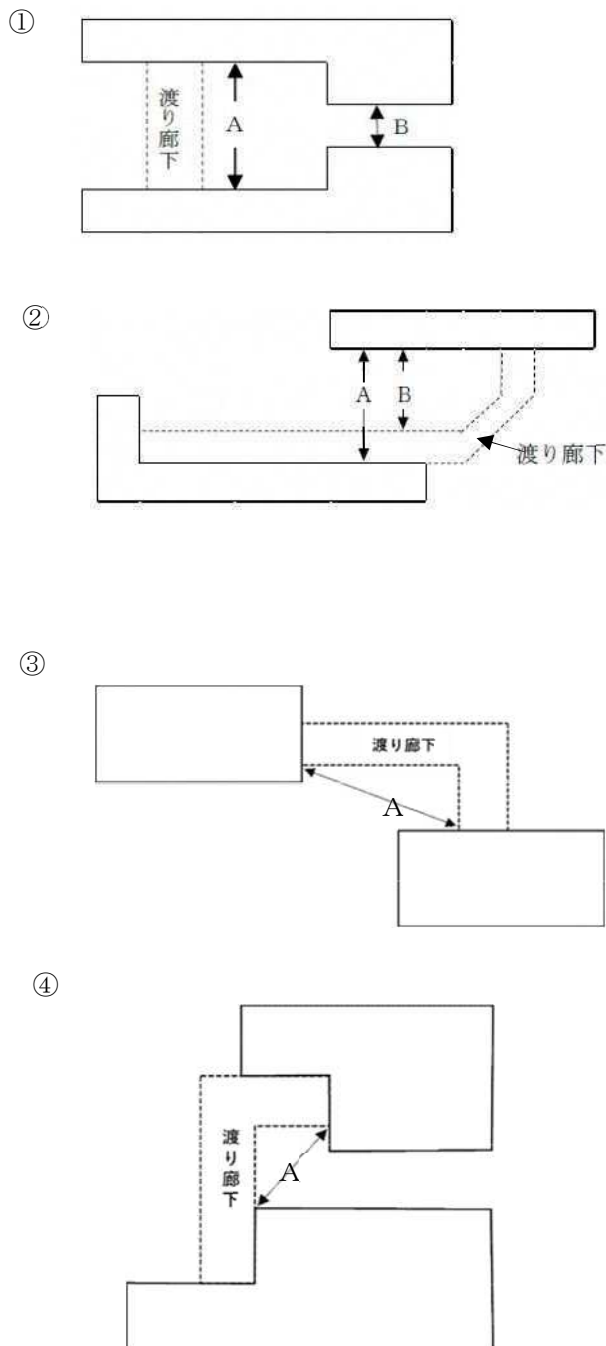
ア 7 号告示第 3. 1 に規定する渡り廊下の有効幅員の算定は、渡り廊下の内壁間の距離によるものとする。

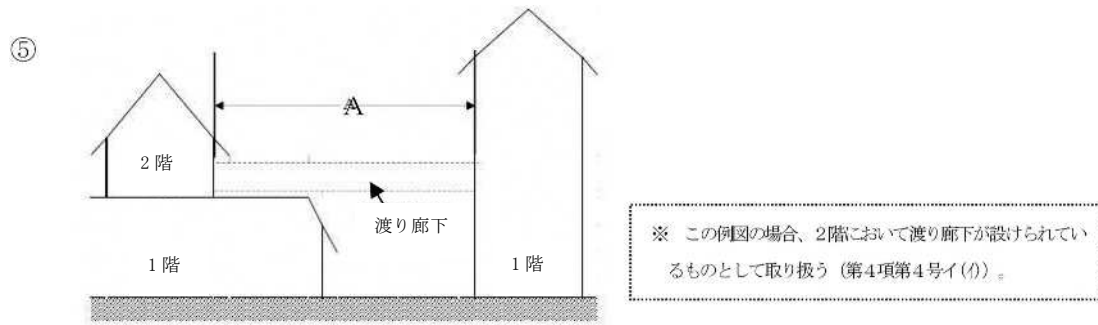
イ 7 号告示第 3. 2 に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、次によること。

(7) 渡り廊下で接続された防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること（第 8－10 図参照）。

第 8－10 図 防火対象物の部分相互間の距離の測定は次の各図の A の部とする。

(①～④：平面図、⑤：立面図)

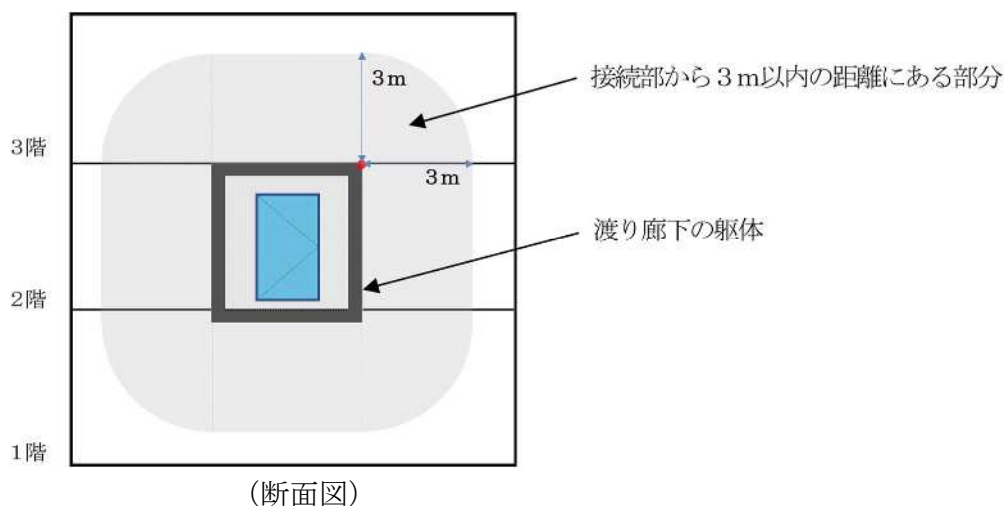




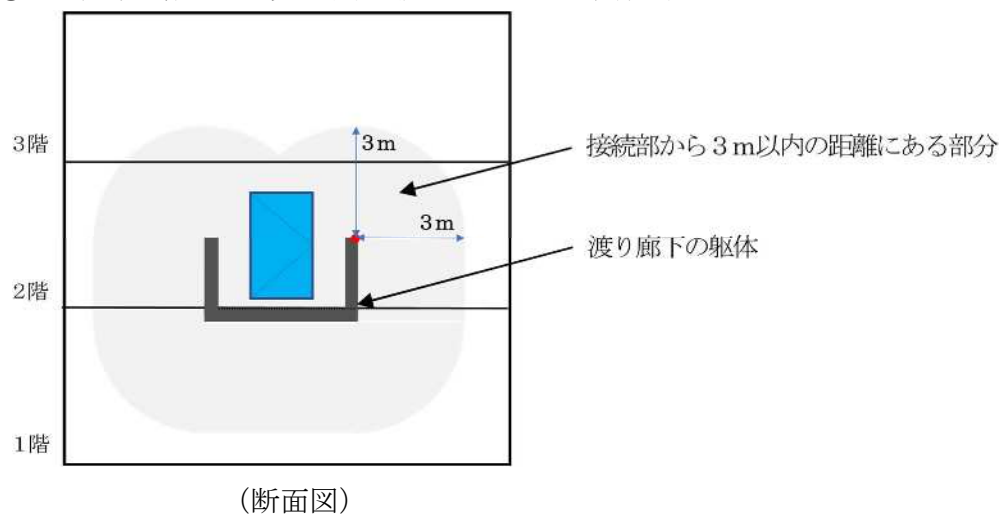
- (イ) 1 階と 2 階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2 階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとする。
- ウ 7 号告示第 3. 2. (1) の規定中「3 m 以内の距離にある部分」については、原則として第 8 - 1 1 図によるものとする。

第 8 - 1 1 図

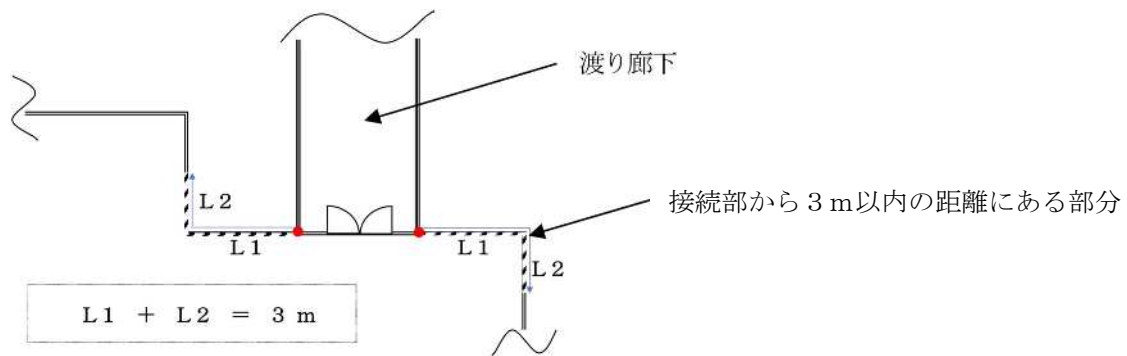
① 屋根等を有する渡り廊下が設けられている場合の例



② 屋根等を有しない渡り廊下が設けられている場合の例



③ 渡り廊下の接続面において外壁が回り込んでいる場合の例

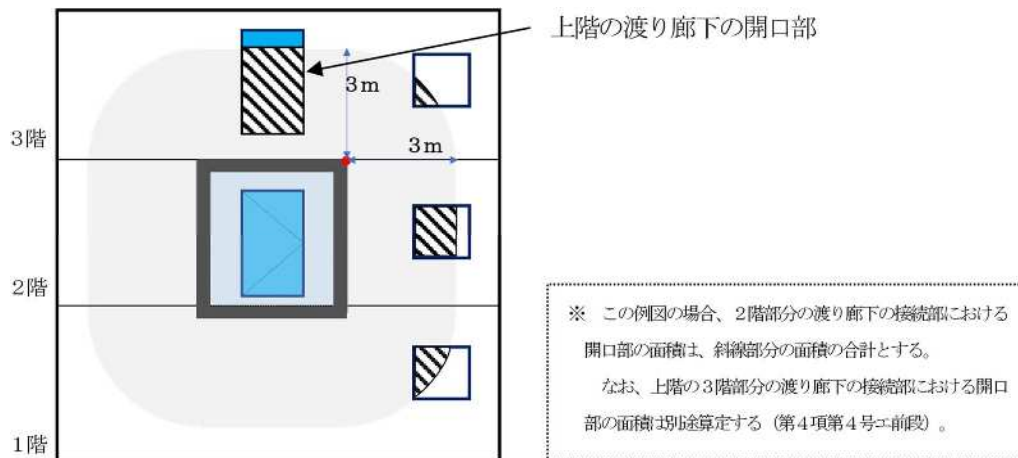


(平面図)

エ 7号告示第3.2.(2)の規定中「開口部の面積が4㎡以内」については、各渡り廊下ごとに判定すること。また、開口部の面積について、一の開口部が接続部から3mの範囲の内外にわたって設けられているときは、接続部から3m以内の範囲における面積とする（第8-12図参照）。

第8-12図

7号告示第3.2.(2)の規定中「開口部の面積」の算定の例



(断面図)

オ 7号告示第3.2.(3)の規定中「直接外気に開放されているもの」については、次のいずれかに適合しているものをいう。

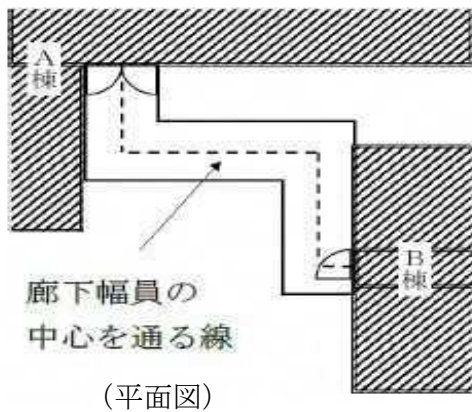
- (7) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上または高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- (4) 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上または高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎および煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から下方に50cm以上突出した垂れ壁を設けたもの
- (7) および(4)に掲げるものと同等以上の開放性を有するもの

カ 7号告示第3.2.(3).ハに規定する機械排煙設備については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備をいう。

キ 7号告示第3.2.(3).ハ.ロの規定中「渡り廊下の長さ」については、廊下の幅員の中心を通る線で判定するものであること（第8-13図参照）。

第8-13図

7号告示第3.2.(3).ハ.ロの規定中「渡り廊下の長さ」の判定



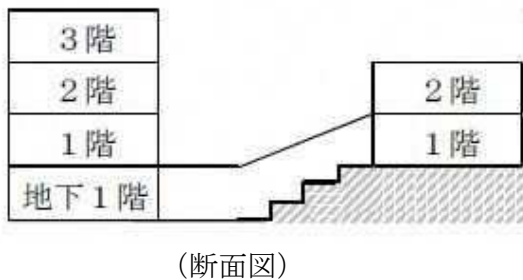
(5) 規則第5条の3第2項第2号に掲げるもので、7号告示第4に規定する地下連絡路については、当該規定によるほか、次によること。

ア 地下連絡路とは、防火対象物が地下通路により接続されるものをいう（第8-14図参照）。

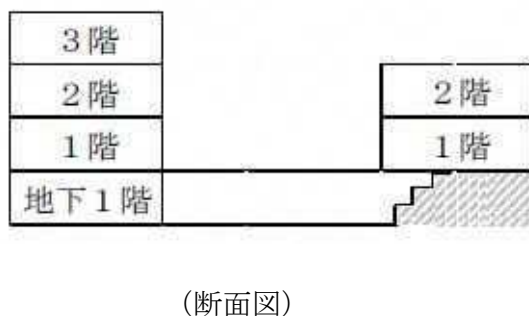
第8-14図

地下連絡路による接続の例は以下の図のとおりである。

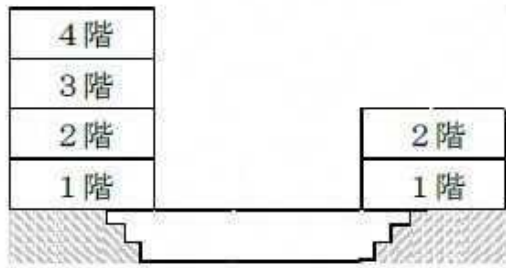
① 地下1階と1階を接続する場合（地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。）



② 地下1階と1階部分を地下で接続する場合



③ 1 階部分同士を地下連絡路で接続する場合



(断面図)

イ 第 8－1 4 図中①の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが 3 m 以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、7 号告示第 3. 2. (3). ハ. ④の規定によることができる。

ウ 7 号告示第 4. 5 に規定する排煙設備は、前(4). カによること。

エ 地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、7 号告示第 4 の規定によらず、7 号告示第 3 の規定に準じた取扱いをすることができる。

- (6) 7 号告示に規定されている「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備」には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は含まれないものであること。また、「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備」に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置することもできないものであること。

別記 「1 号区画を貫通する鋼管等の施工方法」

（「令 8 区画および共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（通知）（平成 19 年 10 月 5 日付け消防予第 344 号））

1 鋼管等を使用する範囲

1 号区画を貫通する配管等にあつては、貫通部およびその両側 1 m 以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)および(2)に適合する場合は、貫通部から 1 m 以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

1 号区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- (2) J I S G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
- (3) J I S G 3452（配管用炭素鋼管）
- (4) J I S G 3454（圧力配管用炭素鋼管）
- (5) J I S G 3459（配管用ステンレス鋼管）
- (6) J I S G 5525（排水用鋳鉄管）
- (7) 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (8) JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- (9) JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (10) 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (11) WSP 032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
- (12) WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- (13) WSP 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (14) WSP 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）またはロックウール繊維（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウールまたは湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板または 0.5mm 以上の鋼板を床または壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、(1)または(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）またはこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(7) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(4) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次の(1)または(2)によること。

(1) 保温材として 4 (1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、J I S A 9 5 0 4（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材またはこれと同等以上の耐熱性および不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、3 および 4 の規定について、特に留意すること。

6 配管等の接続

配管等を 1 の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、1 号区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法またはこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、イに掲げる方法は、立管または横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

(7) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(4) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること

(7) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入すること。

(2) 押し輪またはフランジで押さえること。

イ 差込み式ゴムリング接続

(7) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

- (4) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）またはこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性および圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

- (5) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
 (6) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
 (7) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- (1) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
 (2) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
 (3) 挿入管の差し口端部に受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
 (4) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- (1) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
 (2) 接合剤をネジ部に塗布すること。
 (3) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- (1) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
 (2) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 (3) 上下、次の左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 支持 鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考) 施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）

